

2 子どもが楽しく学ぶことができ、地域に開かれた学校教育を進める

(1) 地域の特色を活かした教育を推進する

●練馬区教育振興基本計画

教育委員会では、これまでの区の教育についての取組や教育基本法の改正などの教育に関する制度の変化などを踏まえ、区が目指すこれからの教育の姿を明らかにし、教育の振興に関する施策を総合的・計画的に進めるため平成24年5月に「練馬区教育振興基本計画」を策定した。

計画策定に当たり、区民、学識経験者や学校関係者等からなる練馬区教育振興基本計画懇談会における検討結果を踏まえるとともに、区民意見の募集を行った。

計画期間は24年度から33年度までの10年間で、おおむね5年経過時点を目途に、教育をめぐる社会情勢の変化などに応じ必要な見直しを行う。

1 基本理念と区が目指すこれからの教育の姿

教育を取り巻く情勢や練馬区教育委員会教育目標、練馬区基本構想で掲げる10年後の姿を踏まえるとともに、地域における人材や団体が豊富なことなど地域全体で区の教育を支援する土壌があることから、以下の基本理念を定めた。

「地域の絆で育む『心身ともに健康で知性と感性に富み、人間性豊かな子供』」

また、この基本理念のもとに、区が目指すこれからの教育の姿をつぎのとおり定めた。

- ・「生きる力」を育む教育を推進します。
- ・学校・家庭・地域が協働し、社会全体で教育に取り組めます。
- ・練馬区らしさを活かした教育を推進します。

2 基本的な視点と基本施策

区が目指すこれからの教育の姿の実現を図るため、3つの基本的な視点に基づき15の基本施策を定めた。

(1) 基本的な視点1 教育の質の向上

- ① 学力向上に向けた支援
- ② 道徳教育および人権教育の充実
- ③ 体力向上および健康づくりに向けた支援
- ④ 就学前教育の充実
- ⑤ 小中一貫教育の推進
- ⑥ 今日的な教育課題への対応
- ⑦ 教員の指導力向上に向けた支援

(2) 基本的な視点2 家庭や地域と連携した教育の実現

- ① 地域に開かれた学校教育の推進
- ② 特色ある学校づくり
- ③ 子育て家庭への支援と子供の居場所づくり

(3) 基本的な視点3 教育環境の充実

- ① 教育相談の充実
- ② 安全・安心な教育環境の整備

- ③ 特別支援教育の充実
- ④ 学校施設・運営の環境整備
- ⑤ 子供の読書活動の推進

3 主な取組

15の基本施策の下に80の主な取組を体系化し、計画の着実な推進を図っていく。

●教育委員と児童・生徒、保護者との意見交換会

教育委員会の仕組みについて理解を深め身近に感じてもらうため、また、意見や要望を直接聞くことにより今後の教育施策に反映させるため、平成13年度から、教育委員と児童・生徒、保護者との意見交換会を毎年度開催している。25年度は、小・中学校4校で開催し、通算の開催校は51校となった。

●広報活動

教育委員会の所管する事業の普及・啓発を図るため、「教育だより」を年4回発行しているほか、教育委員会ホームページを適宜更新し、教育目標、教育委員会の議事録、学校教育に関する事業紹介、乳幼児から青年期に至るまでの子供に関する事業の紹介、学校・幼稚園の紹介など情報の提供に努めている。

●学校評議員

保護者や地域の方々の意見を幅広く校（園）長が聞き、地域や社会に開かれた学校づくりを一層推進するため、平成12年度から学校評議員制度を実施している。

学校評議員は、教育に関する理解および識見を有する方のうちから、校（園）長が推薦し、教育委員会が委嘱している。（25年度 全幼稚園、全小・中学校）

●学校安全安心ボランティア事業

平成16年度から、全区立小学校において、保護者や地域住民によるボランティアが来校者への声かけなどを行うことにより、授業時間中および登下校時の児童の安全をさらに高める活動を行っている。

また、児童とボランティアが一緒に給食を食べる「ふれあい給食」などにより、その交流を進めている。

●学校安全対策事業

平成26年2月から、不審者の発生等により重点的な見守りが必要とされる学校について、民間警備員を派遣し、登下校の見守りおよび周辺の巡回を行っている。

また、26年4月から警察官OBによる学校防犯指導員を設置し、防犯施策等に関する助言、指導および支援を実施している。

●学校応援団推進事業

平成16年度から、区立小学校に、PTAや町会・自治会など地域住民からなる「学校応援団」を計画的に設置し23年3月末までに、全65校に設置した。学校応援団は、小学校の児童および地域のために学校施設を有効活用することを目的とし、地域人材を確保して、「児童放

課後等居場所づくり（ひろば）事業」や「学校開放事業」などを企画・運営している。

ほかにも登下校時の児童安全誘導などを行う「安全管理事業」、地域人材を活用した「地域教育資源活用事業」、学校施設を活用した「学校施設活用事業」を実施している学校もある。

ひろば事業では、放課後に、児童がそのまま学校の校庭、図書室、和室、体育館などで、自主遊びや宿題、読書などを行うことができる。児童にとっては、帰宅せずにランドセルを置いたまま学校で友達と楽しく過ごすことができるのが魅力である。

また、学校応援団が、地域人材の知識や経験を活かした企画・運営をする点に特色がある。

なお、放課後等における子供の安全で安心な居場所づくりを進めるため、『練馬区における「放課後子どもプラン」』を19年度に策定した。このプランに基づき、児童クラブ事業とひろば事業が連携して、両事業に参加する児童が学校内で共に活動できるよう、校庭などの遊び場の共有、ドッジボール大会やプラ板工作などの企画の実施といった取組をしている。

さらに、事業の実施結果などを踏まえ、22年3月に「第二次練馬区放課後子どもプラン」を策定し、25年3月に改定した。

●幼稚園・保育所と小学校との連携

幼児期の教育・保育は、小学校以降の生活や学習などの基礎を培う極めて重要なものであることから、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」や「小学校学習指導要領」において、幼児と児童との交流など、幼稚園・保育所と小学校との連携が求められている。また、近年、小学校への入学当初に、“授業に集中できない”、“先生の話が聞けず授業が成立しない”など、いわゆる「小1問題」と呼ばれる小学校の生活や学習に適応できない状況が見受けられている。

1 教育委員会における協議

幼児期の教育・保育と小学校教育との連携を望ましい方向に進めていくため、平成21年12月、教育委員会において協議を重ね、①公私立幼稚園と区立小学校との連携の強化、②公私立保育園と区立小学校との連携の強化、③公私立幼稚園と公私立保育園の連携の強化の3つの柱をもとに、“修了・入学時の連携”、“教育活動の連携（園行事や学校行事等）”や“保護者との連携（就学時健診や学校説明会等）”など、連携をより推進していくための取組について、今後検討していくこととした。

2 各校・園における取組

幼児期の教育・保育と小学校教育は、双方が連携して子供たちが充実した生活を送れるよう、それぞれのつながりや成長を意識した取組を行うことが求められており、現在、小学校入学前の幼児が小学校を訪問して児童と交流する“学校見学”や“小学生体験”な

ど、様々な取組が始まっている。

3 協議会における協議

24年4月の組織改正において、幼稚園・保育所・小学校の所管が教育委員会に一元化されたことを契機として、幼稚園・保育所・小学校の関係者が一堂に会して、幼児教育・保育と小学校教育との連携の在り方などについて協議し、子供の望ましい成長と発達に向けて適切な支援を行うため、「練馬区幼保小連携推進協議会」を設置した。

25年度は、「幼保小連携のめざすもの」、「幼保小連携の基本的な考え方」などについて協議を進め、幼児教育・保育・小学校教育の理解を深めるために教員・保育士を対象とした研修を実施した。引き続き、幼児期から小学校の接続期における様々な課題について協議を進めていく。

(2) 幼稚園教育を充実する

●幼稚園の現況

幼児期は、心身の発達の基礎を培う重要な時期である。

特に近年は就学前教育への区民意識が高まり、幼児教育施設に対して、より高次元の教育サービスが求められ、さらに、核家族化や共働き世帯の増加などにより、幼児を取り巻く家庭環境も大きく変わってきている。

このような状況の中で、幼稚園や保育園の果たす役割はますます大きくなっている。

区内では、3～5歳児の59.4%が幼稚園に入園し、そのうち57.1%が私立幼稚園児であることから、幼児教育に私立幼稚園の果たす役割は大きい。

平成26年5月1日現在の園児数は10,049人であるが、半数以上の幼稚園では定員に満たない状況である。

区では、私立幼稚園と公立幼稚園における保護者負担の格差是正を目的として、入園料および保育料の助成制度を実施している。25年度は、約15億1,824万円を助成した。一方で区立幼稚園においては、住民税が一定限度額以下の世帯に対して、入園料と保育料の減免を行い、就園の機会を確保している。

また、私立幼稚園に対しては、教育環境整備への補助、施設整備資金の利子補給、心身障害児保育委託、学級補助員配置助成等を行い、幼児教育の一層の充実を図っている。

区立幼稚園は、北大泉、光が丘むらさき、光が丘さくらの3園があり、26年5月1日現在の園児数は404人である。

この3園全園において心身障害児を受け入れた教育を行っている。

●区立幼稚園の適正配置

近年の少子化傾向や就労状況の変化に伴う保育所希望者の増加などにより、区立幼稚園の園児数は減少し続けており、特に光が丘地区4園の充員率は、平成25年5月1

日現在、約39.5%という状況であった。

区では、「区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針（平成17年4月策定）」や、22年8月に実施された「練馬区事務事業見直し」の結果を踏まえ、「区立幼稚園適正配置実施計画」を24年3月に策定した。

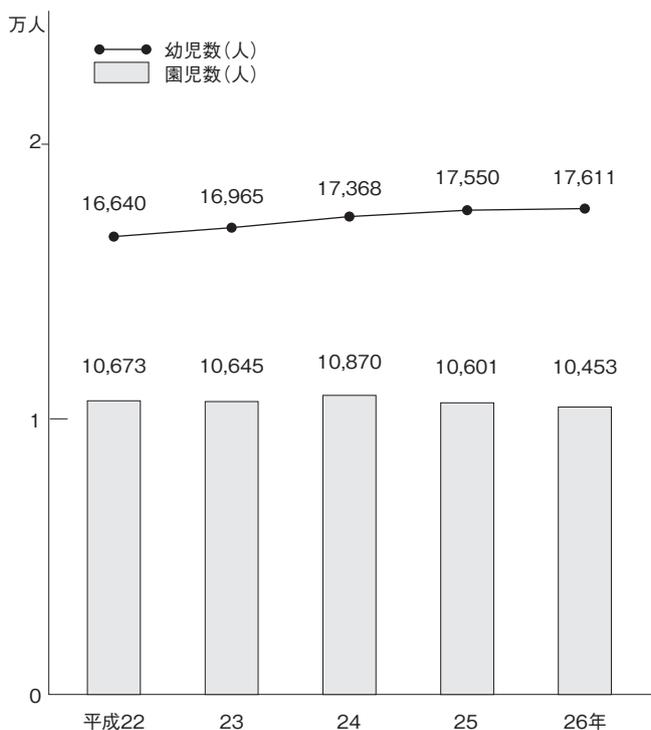
この計画に基づき、光が丘あかね幼稚園および光が丘わかば幼稚園については26年3月末をもって廃園した。

区内の幼稚園・保育所の入園（入所）状況

区 分	平成26年5月1日現在		平成26年4月1日現在	
	3歳児 人 (%)	4歳児 人 (%)	5歳児 人 (%)	計 人 (%)
幼 児 数	5,954 (100)	5,784 (100)	5,873 (100)	17,611 (100)
幼 稚 園 児 数	区 立 3 園 (一)	186 (3.2)	218 (3.7)	※404 (3.5)
	私 立 40 園	3,263 (54.8)	3,343 (57.8)	10,049 (57.1)
	計	3,263 (54.8)	3,529 (61.0)	10,453 (59.4)
区立・私立保育所 入所者数 計	2,030 (34.1)	1,967 (34.0)	1,907 (32.5)	5,904 (33.5)
幼稚園・保育所 合 計	5,293 (88.9)	5,496 (95.0)	5,568 (94.8)	16,357 (92.9)

※区立幼稚園の計 (%) は4・5歳児を対象とする。

幼児数に占める幼稚園児数の推移



注：幼児数は各年5月1日現在の3～5歳児（住民基本台帳による）。園児数は各年5月1日現在、練馬区内の幼稚園に入園している人数

(3) 小中学校の教育内容を充実する

〔教育指導と学校支援〕

教育基本法の精神に基づき、教育委員会の教育目標を受け、学校教育と社会教育の緊密な連携のもとに、人間尊重の精神を尊び、心身ともに健康・安全で知性と感性に富み、広く国際社会において信頼と尊敬が得られる人間性豊かな子供の育成を図る学校教育を推進する。

●人権教育および豊かな心を育成する教育を推進するために

あらゆる偏見や差別をなくすため、すべての子供が人権尊重の理念を正しく理解するとともに、人権尊重の精神を具現化できるよう学校における教育活動全体を通して、人権教育を推進している。また、家庭や地域と連携して、地域の人々とかかわる活動の場や機会を積極的に拡充し、社会の一員としての自覚を育て、社会貢献の精神の育成を具体的に図っている。

- ① 教員で構成する「人権教育推進委員会」による研修の充実を図っている。（平成25年度実績8回）
- ② 人権尊重教育推進校（25年度 南町小学校、開進第二中学校）からの研究報告による啓発を行っている。また、開進第二中学校において東京都教育委員会人権尊重教育推進校紙上発表を実施している。
- ③ 心のふれあい相談員、スクールカウンセラーを配置し、子供や保護者の相談を受けるなどの支援を行っている。（25年度 心のふれあい相談員 小・中学校全校、スクールカウンセラー 小・中学校全校）
- ④ 不登校の子供を支援するため、「ネリマフレンド」の派遣や長期に欠席している子供の実態調査、研修会を実施し、さらに、教員の加配を実施している。（25年度 中学校6校）
- ⑤ 社会の一員としての自覚と勤労観・職業観を育成するとともに、共に助け合って生きることの喜びを体得し、社会奉仕の精神を養う体験を得られるよう、中学校生徒の職場体験を実施している。（25年度 中学校全校）

●教育指導の充実

教育の今日的課題を踏まえ、学校教育の成果や改善すべき点を明確にし、すべての教職員が学校生活全般における子供の理解に努めるとともに、連帯意識を持ち、意欲的に教育活動に参画し、学校が組織として機能するよう指導・支援に取り組んでいる。

また、教育課程の実施については、学習指導要領の趣旨を十分に踏まえ、豊かな心を育成するとともに、確かな学力の定着・向上や健康の保持増進・体力の向上を図るため、指導内容や指導方法の工夫・改善を図り、授業の質的向上に努めるなど、指導力を高める具体的な実践研究に取り組んでいる。

- ① 教育課程編成への調査・評価など適正な管理を行っている。
- ② 教育委員会（教育指導課）の学校訪問等により各校の課題等に学校と一体で取り組んでいる。（平成25年度 1園27校に訪問）
- ③ 教職員が資質向上を図りつつ、職務を十分に遂行できるよう、教育委員会では各種研修会を実施している。（25年度 初任者新規採用者等研修会など40分野の研修会を実施）

●確かな学力の定着・向上と主体的に学ぶことができる子供を育てる教育を推進するために

社会の変化に主体的に対応し行動できる子供の育成を目指し、確かな学力の定着・向上を図るとともに、一人ひとりの個性を伸ばして、学ぶことの楽しさや成就感を体得できるよう教育の充実を図っている。

- ① 一人ひとりの子供の確かな学力の定着・向上を図るために
 - ・学力向上支援講師を配置している。（平成25年度 小学校62校、中学校24校）
 - ・子供の基礎学力向上ときめ細かな指導の工夫改善のために教員の加配を実施している。（25年度 小学校64校、中学校28校）
- ② 日本人としてのアイデンティティをはぐくみ、国際社会に貢献できる能力や態度を培うために
 - ・中学校生徒が英語を理解し、英語で表現できる基礎能力を身に付けさせるため、英語の授業に外国人を助手として配置している。（25年度 中学校全学級）
 - ・小学校児童が英語に慣れ、親しみを持てるよう、外国語活動指導員を配置している。（25年度 小学校5・6年生）
 - ・世界の人々の生活や文化に対する理解を深めるとともに、直接交流を通して自己表現力やコミュニケーション能力の育成を図るため中学校生徒の海外派遣を実施している。（25年度68人・オーストラリア9日間）
- ③ 特色ある教育課程で教育の質を高めるために
 - ・「学びの連続性」「きめ細かな指導と評価」「子供と教師が向き合う時間的ゆとり」の確保・充実を図るために、二学期制を導入している。（25年度 小・中学校全校）
 - ・子供の確かな学力・体力の定着・向上と教員の指導力向上を図るために、土曜授業を実施している。（25年度 小・中学校年間8回）

●特色ある学校づくりと家庭・地域との連携を図った教育を推進するために

子供たちが安心して、楽しく学び集える学校教育を創造し、特色ある学校づくりを推進するため、各学校（園）が創意工夫して取り組む教育活動を支援するとともに、家庭・地域との連携を推進している。

- ① 特色ある学校づくりを推進している。
 - 平成25年度 各学校の取組例（一部）
 - ・演劇活動を通じた表現学習を行う取組
 - ・留学生や外国人の方を招き、交流を通して異文化理解を深める取組
 - ・地域の人材を活用し日本の伝統芸能（箏・三味線・茶道・華道・日本舞踊・相撲・能・落語）や昔遊び、もちつきなどを体験する取組
 - ・自然観察園や学級園、ビオトープを活用した動植物とのふれあい、栽培活動を行う取組
 - ・学級農園や地域農家の畑で練馬大根作りなどの農作業体験およびたくあん漬け体験を行う取組
 - ・障害者や高齢者への理解を深め、共に生きていくことへの意識を高める取組
 - ・外部講師による講演から自分の生き方を振り返る取組
 - ・交流や共同学習によって豊かな心を育む活動を広げる取組
 - ・社会的な資質の育成を目的にした体験活動を充実させる取組
 - ・外部講師による講演から進路選択の仕方や職業選択について考えたり職場を訪問したりする取組
 - ・図書館員や専門家による読み聞かせを実施する取組
 - ・地域と連携して防災訓練や心肺蘇生法訓練などを行い、連携への意識を高める取組
- ② 学校評議員や保護者などを委員とする学校関係者評価委員会を設置し、学校評価の推進に努めている。

●総合教育センターの学校教育事業

総合教育センターは、①学校教育の質的向上 ②社会教育の充実振興 ③地域住民の相互交流や活動の場の提供などを目的に開設したものである。なお、総合教育センターは平成26年4月1日から発展的に改組し学校教育支援センターとなった。

総合教育センターの学校教育事業は、教育研究関連事業と教育相談関連事業に大別される。

1 教育研究関連事業

- (1) 教職員研修
 - 教職員の指導力や資質の向上のため、各種研修会を実施している。
 - ① パソコン研修会（25年度延べ264人参加）
 - ② 音楽実技研修会（25年度1回20人参加）
 - ③ 理科実技研修会（25年度5回延べ191人参加）
 - ④ 登校支援研修
 - 21年度から、教員向けに登校支援研修を実施している。（25年度2回延べ67人参加）
- (2) 教育情報の収集と提供
 - 各種の教育研究資料（26年3月31日現在4,840点）、教

育図書(4,068冊)、通信簿などの教育関連資料を収集し、研究資料室で教職員や区民が閲覧できるようにしている。資料はインターネットによる検索が可能である。

(3) 教科書展示会

教職員および区民を対象に、教科書の法定展示会を毎年6～7月にかけて14日間開催し、さらに、採択替えの年度には10日間特別展示会を開催している。25年度は法定展示会を6月14日～6月27日に開催した。

なお、総合教育センター内の教科書センターでは、現在使用している教科書に加え、これまで使用した教科書を常設展示している。

(4) 科学教室

科学に興味を持つ小・中学生を対象に、科学的な見方・考え方を育てるため、小学校科学教室と中学校科学教室を開催している。

① 小学校科学教室は、年間を通して体系的な内容とするため、4期制(第1期小5対象5・6月延べ20回、第2期小4～6対象7月延べ12回、第3期小4・5対象10・11月延べ20回、第4期小4～6対象2月1回)で実施している。(25年度330人参加)

② 中学校科学教室は、夏休み中5日間で実施している。(25年度18人参加)

(5) 教育研究活動

① 児童・生徒基礎調査

昭和56年度から、小・中学校における学級経営や生活指導に資することを目的として、児童・生徒基礎調査を行っていた。平成14年度までは隔年実施であったが、16年度から22年度は毎年実施し、調査・報告を行った。23、24、25年度は休止。

② 練馬区教育研究員

教員の指導力向上を図ることを目的として、18年度から教育指導課と連携して練馬区教育研究員制度を発足させた。24年度は4分科会(小学校理科、中学校理科、小学校体育、小学校生活科)で研究を行い、成果を報告書にまとめた。25年度は中止。

(6) 学校教育相談活動

学校教育相談活動を通して児童・生徒の理解を深め、それを基本とした教育活動の推進ができるよう研修会を実施するとともに、各種啓発活動を行っている。

① 学校教育相談研修会の実施(25年度延べ778人参加)

② 保護者対象家庭教育講演会の開催(25年度2回延べ38人参加)

2 教育相談関連事業

(1) 教育相談室

総合教育センター分室である練馬・光が丘・関の3つの教育相談室では、教育・心理・医療の専門相談員が、

教育相談実施状況(練馬・光が丘・関教育相談室合算)
[来室教育相談件数]

平成25年度

相談内容	対象			就学前			小学生			中学生			高校生			その他			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
学 校 ・ 学 習	4	3	7	121	70	191	127	92	219	74	42	116	7	6	13	333	213	546			
対人関係・集団(社会)生活	19	4	23	154	40	194	50	14	64	16	15	31	1	1	2	240	74	314			
家族関係・家庭生活の問題	6	16	22	93	59	152	39	17	56	14	15	29	1	0	1	153	107	260			
身体に出てくる問題	1	2	3	13	6	19	3	3	6	0	3	3	0	0	0	17	14	31			
不安・自信喪失	8	5	13	21	27	48	6	12	18	6	6	12	0	1	1	41	51	92			
精神疾患	—	—	—	—	1	1	0	1	1	—	—	—	—	—	—	—	2	2			
発達の課題	17	8	25	107	30	137	45	15	60	10	6	16	4	—	4	183	59	242			
その他の	—	—	—	8	3	11	4	2	6	1	1	2	—	—	—	13	6	19			
合 計	55	38	93	517	236	753	274	156	430	121	88	209	13	8	21	980	526	1,506			

[電話教育相談件数]

平成25年度

相談内容	計
学 校 ・ 学 習	205
対人関係・集団(社会)生活	87
家族関係・家庭生活の問題	78
身体に出てくる問題	7
不安・自信喪失	21
精神疾患	2
発達の課題	33
その他の	109
合 計	542

[処置別相談回数]

平成25年度

相談内容	対象			計
	子供	保護者	担任等	
初 回 面 接	350	408	3	761
継 続 面 接	8,026	7,071	89	15,186
小 計	8,376	7,479	92	15,947
担任等連携相談				5
学校訪問相談				23
緊急対応				28
小 計				56
合 計				16,003

区内の幼児・児童・生徒の発達の過程で生じた諸問題の相談に応じ、健やかに成長できるよう支援している。

① 来室教育相談

問題に応じて、カウンセリング、プレイセラピー、箱庭療法等を行う。相談の経過の中で他機関の紹介を行うこともある。

② 電話教育相談

電話により助言・指導、情報の提供および他機関の紹介を行う。

③ 学校訪問教育相談

保護者や児童・生徒の了解を得て、相談員が学校への訪問を行う。

④ 家庭訪問教育相談

相談受理ケースのうちで、来室する保護者の努力だけでは問題解決の進展が望めず、家庭訪問が有効と判断される場合、保護者の同意を得て、相談員が家庭への訪問を行う。

⑤ 保護者対象講演会

不登校児童生徒の保護者を対象に講演会等を実施している。(25年度講演会2回延べ37人参加、懇談会3回延べ6人参加)

⑥ その他

19年度から、親が子供の特徴や行動を理解し、子供のよい面を増やし広げるための具体的な方法を学ぶペアレント・トレーニングと、発達障害等の子供同士の小集団によるグループ活動を実施している。(25年度ペアレント・トレーニング延べ117人参加、グループ活動延べ299人参加)

(2) 適応指導教室

総合教育センターの適応指導教室(小学生対象は「フリーマインド」、中学生対象は「トライ」)では、区内在住の不登校児童生徒に対して、心の安定を図るための相談活動を基本に、集団生活への適応を図るための創作活動、レクリエーション・スポーツ等のグループ活動や児童生徒一人ひとりが希望する学習活動を行い、学校生活に復帰できるよう援助している。

(3) 登校支援対策事業

① 学校訪問相談事業

学校の要請により、不登校など、教育相談にかかわる内容を有する校内研修会等に心理学の専門家や学識経験者を講師または助言者として派遣している。

25年度の派遣回数は48回、延べ1,608人の教員等が参加した。

② ソーシャルスキルトレーニング(SST)

19年度から、学校へ講師を派遣し、SSTを実施している。(25年度4校、延べ31回延べ1,592人参加)

また、教員がその技能を身に付け、学校で実施できるようSSTの研修会を21年度から実施している。(25年度2日延べ33人参加)

〔適応指導教室実施状況〕

平成25年度

教室名	参加者数	活動日数
フリーマインド	42人	185日
トライ	116人	185日

●小中一貫教育の推進

平成20年11月に策定した「練馬区小中一貫教育校に関する基本方針」ならびに23年1月に作成した「小中一貫教育校実施計画」に基づき、23年4月に区内初の施設一体型小中一貫教育校「大泉桜学園」を開校した。

一方、小中一貫教育校以外の小・中学校においても小中一貫教育を進めるため、23年4月、10組22校の小・中学校を研究グループに指定して、9年間を見通した教育課題の研究などを進めた。24年2月には「練馬区小中一貫教育推進方策」を策定し、区内全域への拡大に取り組んでいる。25年度には、区内34中学校区のうち18中学校区へ広がっている。

25年9月には、区が文部科学省に提案して「小中一貫教育校による多様な教育システムの調査研究」を受託し、小・中学校の状況に応じた小中一貫教育の進め方や小中一貫教育推進の核となる小中連携推進教員の育成、小中一貫教育校の検証と評価手法の開発等の研究に着手した。

また、26年2月、特別支援学級に関して「知的障害学級における小中一貫教育推進方策」を作成し、個々の児童・生徒の状態に応じた小中一貫教育を進めていくことにした。

●特別支援教育

区では、これまで区立小・中学校の心身障害学級の整備を進め、障害のある児童・生徒の将来の自立へ向けた教育を行ってきた。しかし、現在、社会のノーマライゼーションが進展する中で、児童・生徒の障害の重複化、多様化に応じた支援を始め、通常の学級に在籍している配慮を必要とする児童・生徒への教育的支援等、更なる教育の充実が急務となってきている。

こうした中、国や都では、従来の心身障害教育から障害のある児童・生徒一人ひとりの教育ニーズに応じて必要な支援を行う「特別支援教育」への転換に向けた考え方が示された。区においても、これまでの心身障害教育の成果やこうした国や都の動向を踏まえ、特別支援教育の実施に向けた取組を進めてきた。

学識経験者・医師・保護者等の代表・学校関係者等を委員として平成17年12月に設置した「練馬区特別支援教育あり方検討委員会」では、特別支援教育を推進するに当たっての基本的な考え方や具体的な取組について検討を行い、その検討結果を19年3月に「練馬区特別支援教育あり方検討委員会報告」としてまとめた。

区ではこの検討結果に基づき、学校の指導の内容や方

法を充実させ、学校全体で支援を行う体制を整えるとともに、学校巡回相談等による学校への支援や関係機関との連携の構築を進めている。

●特別支援学級

知的な面や身体の発達に障害のある子供が、社会のかけがえのない一員として、生涯にわたり、生きがいを持って充実した生活が送れるようになるためには、適切な時期に、適切な教育の場で、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことが大切である。

また、持っている能力を十分に発揮できるようにするには、手厚い配慮のもとに、意欲を持って、のびのびと学習できる環境を用意することが必要である。

特別支援学級は、障害の重複化、多様化の傾向に対応して、知的障害のある子供、情緒面に障害のある子供、ことばやきこえに障害のある子供（言語障害・難聴）、目の不自由な子供（弱視）のために、特別に整備された教育環境を用意して、それぞれの障害と程度に応じた教育活動を実施している。

区では、昭和29年に旭丘中学校および旭丘小学校に知的障害学級を設置して以来、逐次、障害別学級の新・増設を行っている。26年5月1日現在、特別支援学級を設置する学校は、小学校24校、中学校14校を数える。

これらの学級では、子供たちの発達の段階や特性に応じた適切な指導を行い、子供たち自身が自らの障害を克服し、強く生きようとする意欲を高めるための実践を行っている。

特別支援学級〔小学校〕

平成26年5月1日現在

学 校 名	種 別	学級数	児童数
旭 丘 小	知的 障 害	2	13
〃	難 聴	1	8
〃	情 緒 障 害 等	3	24
豊 玉 第 二 小	知的 障 害	5	34
豊 玉 南 小	情 緒 障 害 等	4	32
中 村 西 小	弱 視	1	12
開 進 第 二 小	知的 障 害	1	8
南 町 小	言 語 障 害 等	3	49
北 町 西 小	知的 障 害 等	3	18
練 馬 第 三 小	知的 障 害	5	41
〃	情 緒 障 害 等	3	35
練 馬 東 小	知的 障 害	1	7
田 柄 小	情 緒 障 害 等	3	28
光が丘四季の香小	情 緒 障 害 等	4	31
光が丘春の風小	知的 障 害	2	15
光が丘第八小	知的 障 害	4	32
石 神 井 小	難 聴	1	14
〃	言 語 障 害 等	4	69
石 神 井 東 小	情 緒 障 害 等	3	25
石 神 井 西 小	知的 障 害	2	13
上 石 神 井 北 小	知的 障 害	2	9
関 町 小	情 緒 障 害 等	4	33
大 泉 小	知的 障 害	4	28
〃	情 緒 障 害 等	3	27
〃	言 語 障 害 等	3	47
大 泉 第 三 小	知的 障 害	1	5
大 泉 東 小	知的 障 害	3	20
大 泉 学 園 小	知的 障 害	4	28
南 田 中 小	知的 障 害	4	27
計(24校)	5 障 害	86	755

特別支援学級〔中学校〕

平成26年5月1日現在

学 校 名	種 別	学級数	生徒数
旭 丘 中	知的 障 害	3	人
豊 玉 第 二 中	情 緒 障 害 等	5	21
中 村 中	知的 障 害	2	44
開 進 第 二 中	難 聴	1	10
開 進 第 三 中	弱 視	1	11
練 馬 中	知的 障 害	5	7
光が丘第三中	知的 障 害	4	35
光が丘第四中	情 緒 障 害 等	3	31
石 神 井 中	知的 障 害	4	26
上 石 神 井 中	情 緒 障 害 等	2	29
南 が 丘 中	知的 障 害	2	15
谷 原 中	知的 障 害	3	11
大 泉 中	知的 障 害	5	19
八 坂 中	情 緒 障 害 等	3	37
計(14校)	4 障 害	43	25

特別支援学校

平成26年5月1日現在

学 校 名	種 別	在籍数
石神井特別支援学校 (小・中)	都 立 知的障害	人
大泉特別支援学校 (小・中・高)	都 立 肢体不自由	185
練馬特別支援学校 (高)	都 立 知的障害	89
旭出学園(特別支援学校) (小・中 高・専攻)	私 立 知的障害	215
計		97
		586

(4) 教育環境を充実する

●施設の整備

1 校舎の改築

昭和30年代中ごろから、児童・生徒の急増および校舎の防火・防災対策のため、鉄筋コンクリート造校舎を新築するとともに、木造校舎からの改築を行ってきた。現在、これらの校舎の一部は建設後50年を迎えつつあり、計画的な改築が必要となっている。そこで、練馬区長期計画後期実施計画では「小中学校校舎等の改築の推進」を計画事業と位置付け、耐震性を確保するため、改築の必要がある学校から、順次設計・工事を実施している。

平成25年度は、豊玉第二中学校校舎棟の改築工事、開進第四中学校校舎棟の改築実施設計および下石神井小学校校舎等の改築基本計画・基本設計を進めた。

26年度は、25年度に引き続き3校の工事・設計を進めるとともに、開進第四中学校については実施設計完了後改築工事に着手する。また、新たに大泉東小学校校舎等改築基本計画・基本設計に着手する。

2 学校体育館等の整備

児童・生徒の体力および体育実技等の向上を図るため、施設の老朽の程度を判断しながら、小・中学校体育館およびプールの改築を行っている。

25年度は、谷原小学校の体育館・プールが竣工した。

26年度は、校舎に併せて下石神井小学校の体育館・プールの改築設計を進める。また、新たに大泉東小学校の体育館・プールならびに石神井東中学校の体育館・プールおよび武道場の設計に着手する。

3 校舎等の大規模改修工事

(1) 校舎および体育館の耐震化

児童・生徒の安全を確保することはもとより、学校施設は、大規模震災時の「避難拠点」という位置付けから、学校の建物には十分な耐震性能を確保することが求められている。

全区立小・中学校99校については、これまで耐震診断が必要な校舎および体育館について診断を行い、順次補強工事を実施してきた。

25年度は小学校1校、中学校1校の体育館補強工事を完了した。また、体育館の非構造部材の耐震対策として小学校27校、中学校15校で天井や照明器具等の点検を実施した。

(2) 施設の維持管理

安全で快適な教育環境を確保するとともに建物の耐用年数を引き伸ばすためには、施設設備の維持管理が最も重要であることから、学校施設の点検や補修・改修等を随時実施し、適切な維持管理に努めている。特に、校舎外壁の亀裂や屋上防水の劣化等については早急な対応を図るとともに、教室やトイレの整備など施設設備の改善や充実を図るための改修工事を計画的に実施している。

(壁面緑化)を実施した。

25年度には、田柄小学校、高松小学校、大泉学園緑小学校で校庭を芝生化したほか、大泉南小学校、大泉北小学校、大泉学園小学校でみどりのカーテンを整備した。

また、谷原小学校体育館で屋上緑化および壁面緑化を実施した。

6 環境への配慮

区では、太陽光発電設備、雨水の植栽灌水やトイレ洗浄水利用など、自然エネルギーの活用や省エネルギーの仕組みを校舎等の改築に併せて導入し、国からエコスクールパイロット・モデルの認定を受けることとしている。

25年度は、23年度の谷原小学校に続き豊玉第二中学校が認定された。26年度は、開進第四中学校において認定を受ける予定である。

●小・中学校の現況

平成26年5月1日現在、区立小学校は65校、区立中学校は34校あり、それぞれ32,560人の児童と14,215人の生徒が在籍し、学級数は小学校が1,077学級、中学校が434学級となっている。そのうち、区立小中一貫教育校大泉桜学園は、児童生徒数659人、学級数21学級となっている。

23年4月「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」が改正されたことに伴い、都の「学級編制基準」も改正され、小学校第1学年の35人学級が始まった。25年度は、加配定数措置により、小学校第2学年と中学校第1学年についても35人学級が実現した。

区立小・中学校の児童・生徒・教員数 平成26年5月1日現在

区分		小学校	中学校
学校数(校)		65	34
学級数(学級)		1,077	434
児童・生徒数	男(人)	16,901	7,527
	女(人)	15,659	6,688
	計(人)	32,560	14,215
1学級当たり(人)		30.2	32.8
教員数(人)		1,571	834
1教員当たり児童・生徒数(人)		20.7	17.0

●学校選択制度

平成17年4月から区立中学校に入学する児童を対象に、34校ある区立中学校を自由に選べる「学校選択制度」を実施している。学校選択制度は、中学校進学に際し、児童とその保護者の希望や意思を可能な限り尊重することによって、子供たち一人ひとりが自らに適した教育環境で個性を伸ばすことを目的としている。20年1月に、制度の一層の充実を図るため、練馬区立中学校選択制度検証委員会を設置し検証を行った。その後、教育委員会では、教育振興基本計画に基づき、学校選択制度の

学校施設の主な改修工事实施状況

平成25年度

改修工事件名	小学校	中学校
① 校舎外壁改修・屋上防水工事	1校	1校
② 受変電設備改修工事	1校	1校
③ 耐震補強工事	1校	2校
④ トイレ改修工事	2校	1校
⑤ 給水設備改修工事	3校	3校
⑥ 水飲栓直結給水化工事	3校	1校
⑦ プール等改修工事	4校	—

4 校地の取得

児童・生徒の教育環境を良好にするため、校地の面積や校舎等の配置を勘案し、学校が有効に活用できる用地を取得している。

5 学校の緑化

学校の特徴に応じた緑化を推進するとともに、環境への負荷が少なく快適で、みどり豊かなうらおいのある学校環境を整備し、子供たちの緑化意識をはぐくむ環境学習の場作りを目指して、校庭の芝生化やみどりのカーテン(壁面緑化)、屋上緑化の整備などに取り組んでいる。24年度までに、小学校29校、中学校3校の校庭の芝生化および小学校7校、中学校4校の屋上緑化を実施した。また、小学校42校、中学校3校にみどりのカーテン

今後の方向性を明らかにするため、25年6月に練馬区立中学校選択制度検証委員会を設置し、制度のこれまでの効果と課題の検証を行い、26年4月に答申を受けた。今後、答申で示された課題の改善策等を検討する。

区の学校選択制度は、通学区域制度を基本とした選択制度であるため、通学区域外からの選択入学者の受入人数枠は原則として40人としているが、学校施設の状況等により、必要に応じて受入人数枠を調整している学校もある。受入人数枠に対して選択希望者が多く、入学時までの辞退者・転出者を見込んでもなお大幅に超過する場合には、抽選を実施している。26年度入学者の選択希望状況は、25年10月1日現在の学齢者6,139人に対して、通学区域外の学校を選択希望した児童は1,234人であり、その割合は20.1%であった。

●就学援助

学校教育法に基づき、経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に学用品費等を援助することによって、教育機会の均等を保障している。

平成25年度

小学校	要保護者	662人	(2.02%)
	準要保護者	6,380人	(19.43%)
中学校	要保護者	486人	(3.40%)
	準要保護者	3,901人	(27.32%)

注：()内は、全児童数・生徒数に対する比率。

●教材等の整備

1 教材・教具の整備

区では独自の「教材教具整備標準」を設け、これに基づいて各教科の教材および教具の整備・充実を進めており、教材教具の中で高額なものは品目を定め計画的に更新をしている。

平成22年11月に策定した「学校配備システムの最適化計画(23～27年度)」により、『教育の情報化』推進の土台となる『教育ネットワークシステム』の整備を進めている。

23年度は、パソコン教室の機器の更新(1校当たり、小学校はパソコン21台、中学校はパソコン41台とプリンタ、プロジェクタ等)を行った。

25年度には、校務用パソコンの更新を行い、教員一人一台の体制を整え、教育環境の向上を図った。

なお、13年度から全小・中学校でインターネット接続を開始している。

また、21年度に電子黒板を各校1台、地上デジタル放送受信可能テレビを各校4台整備した。

2 校具の整備

教育環境の充実には、学校用家具(校具)類の整備は欠かすことができない。

区では、児童・生徒が使用している学習机・椅子を始め、理科室、音楽室等特別教室の校具について整備を行っている。

●区立学校の適正配置の推進

現在、区立小・中学校の児童生徒数は、少子化の影響により、昭和50年代のピーク時の約6割まで減少し、全体として区立学校の小規模化が進んでいる。一方、宅地開発等の影響により、児童生徒数が増加傾向の学校もある。過小規模校や過大規模校における教育指導上や学校運営上の課題に的確に対応し、学校教育の充実と教育環境の整備を図るため、区立学校の適正配置の検討を進める必要がある。

区では、「区立小・中学校および区立幼稚園の適正配置基本方針(平成17年4月策定)」に基づき、光が丘地区の小学校8校を4校に統合・再編する「区立学校適正配置第一次実施計画」を20年2月に策定し、22年4月、統合新校を開校した。

過小規模状態が継続している小学校について、学校、保護者、地域の方で構成する会議体を設け、具体的な対応方針の検討を進めていく。

(5) 児童・生徒の健やかな体の成長を促す

●校外授業

みどりの少なくなった都会を離れ、澄んだ空気と自然の中で健康増進を図るとともに、その土地の歴史、社会、そこに生息する動植物、地形の観察などを学習し、また、児童・生徒相互および教師との日常の学校生活では得られない交流を図ることを目的に、校外授業を積極的に推進している。小学校では移動教室、中学校では移動教室および臨海・林間学校を、軽井沢、下田、武石、岩井の各少年自然の家を宿泊施設として行っている。このほか、中学校では関西または東北方面への修学旅行を実施している。

校外授業実施状況

平成25年度

区分	場所	日数	参加人数	参加校数
移動教室 (小学5・6年)	軽井沢、下田、武石、岩井	(5年) 2泊3日	5,476	65
		(6年) 3泊4日	5,722	65
移動教室 (中学2年)	軽井沢(湯の丸スキー場) 武石(番所ヶ原スキー場)	3泊4日	4,394	34
臨海学校 (中学1年)	下田、岩井	3泊4日	3,569	34
林間学校 (中学1～3年)	軽井沢、武石	3泊4日	535	8
修学旅行 (中学3年)	関西方面、東北方面	2泊3日	4,716	34

注：臨海学校、林間学校は希望参加。

●学校災害

学校における安全教育や安全管理の普及充実および児童・生徒が学校管理下で災害にあったときの災害給付を目的として、独立行政法人日本スポーツ振興セン

ター法が制定されている。区では、これに基づき独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいる。共済掛金は、児童・生徒1人につき年額945円（要保護は年額65円）で、区が全額負担している。

学校管理下における災害の多くは、すり傷、打撲、ねん挫、骨折等である。

区分	加入者数	災害発生数	災害発生率	給付額
	人	件	%	円
小学校	32,840	1,317	4.0	15,010,006
中学校	14,279	786	5.5	12,963,519
計	47,119	2,103	4.5	27,973,525

●アレルギー疾患対策

すべての学校教職員がアレルギーに対する共通認識をもち、アレルギー疾患がある児童生徒が、安全で安心な学校生活が送れるように努めている。

●学校給食の充実

1 学校給食

区では、食育の「生きた教材」として学校給食を活用し、学校独自の献立など食に関する指導の充実を図っている。平成25年度は、24年度に策定した「第2次練馬区立小中学校における食育推進計画」に基づき、食育の推進を行った。また、学校ごとにきめ細やかな調理をするため、23年度からすべての小・中学校において、自校調理または親子調理のいずれかの方式を採用した完全給食を実施している。

(1) 献立

学校給食における児童・生徒1人1回当たりの摂取基準は文部科学省「学校給食摂取基準」により示されている。

これを基に「学校給食の標準食品構成表」に沿って栄養バランスのとれた献立を作成している。

献立作成に当たっては、食育との関連を重視し、児童・生徒にとって適切な栄養摂取による健康の保持増進を図っている。

(2) 米飯給食

区では昭和55年7月から米飯給食を開始し、現在平均週3回実施している。

日本の食生活の根幹である米飯を通じて、児童・生徒にとって望ましい食習慣の形成を図っている。

(3) 衛生管理

必要に応じて保健所の協力および助言等を受けつつ、各学校に対する安全衛生巡回指導や栄養職員・調理員への研修等を実施し、学校給食における衛生意識の高揚を図っている。

また、安全で衛生的な学校給食の提供に資するため、使用する食材料や出来上がったおかずについて、定期的に専門の検査機関に依頼して細菌・農薬等の検査を行っている。あわせて、手指・調理器具類等の大腸菌群の拭取り検査の実施にも取り組み、衛生管理の徹底に努めている。

(4) 放射性物質検査

平成25年度は学校給食調理を行っている区立小中学校の給食提供前の食材を対象に、各校1回の放射性物質検査を実施した。放射性物質はいずれも測定下限値未満であった。

区分		小学校	中学校
自校 (77校)	給食実施食数 学校数	30,552食 55校	11,618食 22校
親子校 (22校)	給食実施食数 学校数	4,605食 10校	4,019食 12校
計 (99校)	給食実施食数 学校数	35,157食 65校	15,637食 34校

注：給食実施食数は、26年5月1日に実施した食数。

学校給食費の状況（月額保護者負担分※） 平成26年度

区分	自校調理校 親子調理校	円
小学校	低学年	4,262
	中学年	4,513
	高学年	4,853
中学校		5,579

※平均給食実施回数から算出した年間の給食費を11か月で除した金額。

2 学校給食調理業務民間委託の導入

行政改革推進プランに基づき、順次、学校給食調理業務を民間に委託している。委託の内容は、調理業務、配缶・運搬、食器洗浄・消毒、その他調理に付随する作業である。献立の作成や食材の購入など、学校給食の運営は、学校と教育委員会が責任を持って行っている。平成26年4月現在、67校に民間委託を導入している。